

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第4回定例会提出予定議案の説明

(6) 議案第187号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備
及び運営の基準等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

資料1 議案第187号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備
及び運営の基準等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和7年11月21日

健康福祉局

議案第 187 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 7 年内閣府令第 80 号及び第 82 号）

2 改正の主な内容

- （１）指定福祉型障害児入所施設等に置くべき保育士の資格要件に地域限定保育士を加えるもの
- （２）指定福祉型障害児入所施設等の設置者は、乳児又は幼児の健康診査の内容が入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとするもの

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第55号 (従業者及びその員数) 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。 (1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上 イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上 (3) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)及び保育士(法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数 ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設	○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第55号 (従業者及びその員数) 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。 (1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上 イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上 (3) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)及び保育士(<u>児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。</u>)それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数 ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設

改正後	改正前
設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上） イ 主として盲児又はろうあ児（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上） ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上 （4） 栄養士又は管理栄養士 1人以上 （5） 調理員 1人以上 （6） 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を、それぞれ置かなければならない。 3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4 第1項第2号から第6号まで及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士又は管理栄養士又は管理栄養士	設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上） イ 主として盲児又はろうあ児（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1を加えて得た数以上） ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上 （4） 栄養士又は管理栄養士 1人以上 （5） 調理員 1人以上 （6） 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上 2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を、それぞれ置かなければならない。 3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4 第1項第2号から第6号まで及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士又は管理栄養士又は管理栄養士

改正後		改正前	
(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする こと。 4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児 入所施設においては、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。 5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入 所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支 障がない場合は、第1項及び第2項各号に規定する設備（居室を除く。） については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。 (健康管理) 第29条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、常に障害児の健康の状況に 注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくと も毎年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項の規定にかかわらず、次の 表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141 号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。） （以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、 当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に 相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行 わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設の設 置者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければ ならない。		(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする こと。 4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児 入所施設においては、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。 5 第1項及び第2項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入 所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支 障がない場合は、第1項及び第2項各号に規定する設備（居室を除く。） については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。 (健康管理) 第29条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、常に障害児の健康の状況に 注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくと も毎年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項の規定にかかわらず、次の 表の左欄に掲げる健康診断	
児童相談所等における障害児の入所 前の健康診断	入所時の健康診断	児童相談所等における障害児の入所 前の健康診断	入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康 診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	障害児が通学する学校における健康 診断	定期健康診断又は臨時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	入所時の健康診断、定期の健康診断	〈新 設〉	〈新 設〉

改正後		改正前	
	<u>又は臨時の健康診断</u>		
3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。		3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。	